

平成19年12月7日（金曜日）

1 出席議員の氏名

1 番 木 下 孝 行 議員	2 番 竹 原 信 一 議員
3 番 鳥 飼 光 明 議員	4 番 築地新 公 女 議員
5 番 児 玉 賢一郎 議員	6 番 山 下 孝 男 議員
7 番 新坂上 誠 議員	8 番 的 場 眞 一 議員
9 番 権 柑 幸 雄 議員	10 番 濱之上 大 成 議員
11 番 西 田 己之助 議員	12 番 平 田 修 二 議員
13 番 山 田 勝 議員	14 番 若 松 富 春 議員
15 番 庵 重 人 議員	16 番 京 田 道 弘 議員

2 職務のため議場に出席した事務局職員の氏名

事務局 長 園 田 正 光 君	次 長 宇 都 松 三 君
議事係 長 松 崎 裕 介 君	議 事 係 牟 田 昇 君

3 説明のため出席した者の職氏名

市 長 齊 藤 洋 三 君	副 市 長 川 畑 裕 君
総務課 長 濱 崎 國 治 君	財 政 課 長 富 永 勉 君
企画調整課 長 上 野 正 順 君	生きがい対策課 長 佐 潟 順 海 君
健康増進課 長 的 場 安 信 君	税 務 課 長 川 原 克 郎 君
市民環境課 長 佐 潟 和 則 君	都市建設課 長 飛 松 義 行 君
農 政 課 長 梶 尾 末 義 君	水産商工観光課 長 松 林 信 一 君
水道課 長 花 田 清 治 君	
<農 業 委 員 会>	
事務局 長 鮫 嶋 國 芳 君	
<監 査 委 員>	
事務局 長 山 下 健 一 君	
<教 育 委 員 会>	
教 育 長 櫛 山 重 遠 君	教育総務課 長 梅 田 裕一郎 君
学校教育課 長 龜 澤 春 寿 君	生涯学習課 長 西 田 幸 作 君
学校給食センター所 長 野 崎 繁 利 君	

◎ 議事日程

日程第1	認定第1号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)	} 一括上程38
日程第2	認定第2号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)	
日程第3	認定第3号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (簡易水道特別会計)	
日程第4	認定第4号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)	
日程第5	認定第5号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (老人保健医療特別会計)	
日程第6	認定第6号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)	
日程第7	認定第7号	平成18年度阿久根市水道事業の決算の認定について	
日程第8	議案第62号	人権擁護委員の候補者の推薦について.....41	
日程第9	議案第63号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合 規約の変更について.....42	
日程第10	議案第64号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について.....43	
日程第11	議案第65号	北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更 及び規約の変更について(総務文教委員会付託).....43	
日程第12	議案第66号	阿久根市土地開発公社定款の変更について.....44	
日程第13	議案第67号	阿久根市火葬場の指定管理者の指定について.....44	
日程第14	議案第68号	阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指 定管理者の指定について.....45	
日程第15	議案第69号	市道路線の変更について.....46	
日程第16	議案第70号	阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関す る条例の一部を改正する条例の制定について.....46	
日程第17	議案第71号	一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を 改正する条例の制定について.....50	
日程第18	議案第72号	阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定につ いて.....64	
日程第19	議案第73号	阿久根市交通災害共済条例の一部を改正する条例	

		の制定について……………	66
日程第20	議案第74号	平成19年度阿久根市一般会計補正予算(第5号) (各常任委員会付託)……………	66
日程第21	議案第75号	平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正 予算(第2号)	} 一括上程 産業厚生 委員会付託 ……………66
日程第22	議案第76号	平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算 (第3号)	
日程第23	議案第77号	平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第2号)	
日程第24	議案第78号	平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算(第 2号)	
日程第25	陳情第10号	阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書	
日程第26	陳情第11号	阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書	} 一括上程 総務文教 委員会付託 ……………67

◎ 本日の会議に付した事件

日程第1	認定第1号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (一般会計)(原案認定)
日程第2	認定第2号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (国民健康保険特別会計)(原案認定)
日程第3	認定第3号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (簡易水道特別会計)(原案認定)
日程第4	認定第4号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (交通災害共済特別会計)(原案認定)
日程第5	認定第5号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (老人保健医療特別会計)(原案認定)
日程第6	認定第6号	平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について (介護保険特別会計)(原案認定)
日程第7	認定第7号	平成18年度阿久根市水道事業の決算の認定につ いて(原案認定)
日程第8	議案第62号	人権擁護委員の候補者の推薦について(原案同意)
日程第9	議案第63号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共 団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合 規約の変更について(原案可決)
日程第10	議案第64号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について

(原案可決)

- | | | | |
|-------|--------|---|-----------------------|
| 日程第11 | 議案第65号 | 北薩広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について (総務文教委員会付託) | |
| 日程第12 | 議案第66号 | 阿久根市土地開発公社定款の変更について (原案可決) | |
| 日程第13 | 議案第67号 | 阿久根市火葬場の指定管理者の指定について (原案可決) | |
| 日程第14 | 議案第68号 | 阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定について (原案可決) | |
| 日程第15 | 議案第69号 | 市道路線の変更について (原案可決) | |
| 日程第16 | 議案第70号 | 阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決) | |
| 日程第17 | 議案第71号 | 一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決) | |
| 日程第18 | 議案第72号 | 阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決) | |
| 日程第19 | 議案第73号 | 阿久根市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定について (原案可決) | |
| 日程第20 | 議案第74号 | 平成19年度阿久根市一般会計補正予算 (第5号) (各常任委員会付託) | |
| 日程第21 | 議案第75号 | 平成19年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算 (第2号) | 一括上程
産業厚生
委員会付託 |
| 日程第22 | 議案第76号 | 平成19年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算 (第3号) | |
| 日程第23 | 議案第77号 | 平成19年度阿久根市介護保険特別会計補正予算 (第2号) | |
| 日程第24 | 議案第78号 | 平成19年度阿久根市水道事業会計補正予算 (第2号) | |
| 日程第25 | 陳情第10号 | 阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書 | 一括上程
総務文教
委員会付託 |
| 日程第26 | 陳情第11号 | 阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書 | |

平成19年12月7日(金曜日)

開議 午前10時45分

議長(京田道弘議員)

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程につきましてはお手元に配付してあります日程表のとおり作成いたしましたので御了承願います。

認定第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号上程(原案認定)

議長(京田道弘議員)

この際、日程第1、認定第1号から日程第7、認定第7号までの7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

認定第1号については討論の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、2番竹原信一議員の発言を許します。

竹原信一議員 登壇

平成18年度阿久根市歳入決算認定について、私は決算委員として審査に当たらせていただきました。その中身の中で、特に問題と考えられた

ものがございます。一つは九州選抜駅伝大会、前の年も私は申し上げましたけれども、各学校にお金を配って来てもらう形での駅伝大会やっているわけですが、剣道大会などに比べますと来る学校も少ない。しかしお金を、かけるお金は非常に多い。もうつり合いもとれないと、こういう状況について疑問を前の年に呈しました。しかし1年たっても何の努力も工夫もなされないまま同じことをやっとする。この件について非常に問題だと思いましたので、反対の理由の一つです。もう一つは政務調査費です。政務調査費の用途について、資料を提出せよと私は要求しましたが、議長及び事務局がまた拒否をいたしました。本来みずからも明らかにして、執行部側の決算も調査するという姿をとるべきであります。旅行に行った議員もありました、5名ほどいました。その議員についての旅行レポート、政務調査と言いましょかね、そのレポートを提出されているということでありましたが、それを決算のテーブルにのせるということも拒否されました。議員が公費を使って調査に行ってきたとするならばその成果を公表して、こんなに頑張っているんだ、ぜひこの制度を生かしていただきたいと進んで出すのが筋だと思います。そういう使い

方をした議員が逆に出す必要はない、出したくない。こういう姿勢を示したことを非常に残念に思います。市民に対して申しわけが立たないというふうに感じております。そういう意味で、2点を理由に決算認定について反対をいたします。以上です。

降壇

議長（京田道弘議員）

次に、9番檜柑幸雄議員の発言を許します。

檜柑幸雄議員

登壇

私は認定第1号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算、一般会計について、認定すべき立場で討論をいたします。

政府の三位一体の改革の推進による地方交付税、国庫支出金、負担金等の削減で、厳しい財政状況のもとで市執行部としては市税収入率も前年度に比べて全体で0.2ポイント増、普通交付税につきましても前年度に比べ7,000万円の増となり、財源確保の努力がなされている。一般会計の歳出決算は予算現額に対し95.1%の執行率であり、前年度は98.3%の執行率となっています。健全財政化に向けての決算であり、本決算を認定するに何ら問題はないと確信をするところであります。

ところで先ほど2番議員が反対討論を述べました点につきまして、私

はその論が当を得てないということにつきまして申し上げておきます。九州選抜駅伝大会は非常に評価が高くされておりまして、阿久根の体育のスポーツの振興のためにも貢献をしているわけでありまして、そういった意味で各地から阿久根に来ていただいて、阿久根のスポーツをやっばり高めていただく、そういう意味が非常に強いわけでありまして、そういった意味で例年行われておりますし、剣道問題についても今後一層努力されるよう発言があつてしかるべきだというふうに思っていますし、そういう意味で執行部としましても当然要望があればですね、こたえていくであろうというふうに思っています。

それともう一つは政務調査費の関係ではありますが、これについては情報公開条例に基づいてですね、いつでも公開をできるようになっておりまして、それぞれの条件に整って公開するようになっておりますから、これを理由に決算認定に反対するという理由は当を得ていないと、このように思っています。したがって私は平成18年度の決算は非常に適切に執行されていることを確信をしております。皆さん方の御賛同をよろしくお願いいたします。

降壇

議長（京田道弘議員）

次に、13番山田 勝議員の発言を許します。

山田 勝議員 登壇

認定第1号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定、一般会計について、反対の立場で討論をいたします。

既に予算の執行はされたことでございますが、私は定年前早期退職特例措置の10%から73%の導入については、議会で説明も議決も得てないで執行されていると思っております。

それと10月25日新聞に掲載されました平成18年度の県下の市町村の決算の中で、経常経費比率ワースト5が紹介され、ワースト3であったことは恐らく阿久根市有史以来の不名誉な記録であります。平成18年度は退職組合に負担金しか計上されておらず、組合から退職者に払われた退職金の退職手当の差額を加えると、人件費を含む経常経費はさらに上がり、経常経費ワースト1も予想されます。そのような中で監査委員の意見書には経常経費比率の高い原因などが具体的に指摘されてなく、無責任な意見にも受け取れました。これは執行部とのなれ合いを感じます。

以上の理由で、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定、一般会計に反対いたします。よろしくお願ひします。

降壇

議長（京田道弘議員）

以上で通告による討論は終了いたしました。

これにて討論を終結いたします。

これより認定第1号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について、一般会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第2号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について、国民健康保険特別会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第3号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について、簡易水道特別会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第4号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について、交通災害共済特別会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第5号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について、老人保健医療特別会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第6号、平成18年度阿久根市歳入歳出決算認定について

介護保険特別会計を採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

これより認定第7号、平成18年度阿久根市水道事業の決算の認定についてを採決いたします。

本決算に対する委員長の報告は原案認定であります。

委員長の報告のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本決算は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

議案第62号上程（原案同意）

議長（京田道弘議員）

日程第8、議案第62号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第62号については会議規則第37条

第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第62号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第62号、人権擁護委員の候補者の推薦についてを採決いたします。

この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

————— 議場閉鎖 —————

ただいまの出席議員数は15名であります。

投票用紙を配付させます。

————— 投票用紙配付 —————

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

————— 投票箱点検 —————

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

本案に賛成する議員は賛成と、反対とする議員は反対と記載を願います。

なお重ねて申し上げます。

投票中賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は、会議規則の規定により反対とみなします。

順次投票を願います。

————— 投 票 —————

投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

————— 議場開票 —————

開票を行います。

会議規則の規定により立会人に5番児玉賢一郎議員、6番山下孝男議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

————— 開 票 —————

投票の結果を報告いたします。

投票総数15票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、

賛成 12票

反対 3票

であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

議案第63号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第9、議案第63号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第63号については、会議規則第37号第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第63号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第63号、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第64号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第10、議案第64号を議題とい

たします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号については、会議規則第37号第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第64号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第64号、鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

議案第65号上程（総務文教委員会付託）

議長（京田道弘議員）

日程第11、議案第65号を議題とい

たします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第65号は、会議規則の規定により所管の総務文教委員会に付託いたします。

議案第66号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第12、議案第66号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第66号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第66号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討

論を終結いたします。

これより議案第66号、阿久根市土地開発公社定款の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第67号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第13、議案第67号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

檜柑幸雄議員

議案第67号についてお尋ねをいたします。

今回火葬場について、指定管理者による管理をされるわけではありますが、例えばですね、今まで火葬料を取っておりますが、この火葬料は指定管理者の収益になるのか。それからあの施設を使って何か具体的にですね、飲食物等提供する、そういった経営もなされるのか、その点についてをお伺いいたします。

川畑副市長

9番檜柑議員にお答えいたします。

使用料については管理者の方に徴収はさせるふうにいたしております。市の方で徴収いたします。それから

施設の運営について他の事業等に
するかということでありましたけど、
これは協議の中で、協議しながらそ
の中で判断をするというふうにして
おります。以上であります。

檜柑幸雄議員

指定管理者になれば当然一定のこ
の施設を使って経営もできるよう
なってるわけでありまして、今まで
はあそこで提供している飲材等につ
いてはですね、それぞれ団体のです
ね、収入にもなっているわけですよ
ね。ですからそういった部分を指定
管理者が全部今回しめて、経営努力
をしているということになれば、当
然委託料についてもいろいろ出てく
ると思うんですけど、その点は具体
的にはまだ決めてないんですか。

川畑副市長

先ほど申しました利用料金につい
ては、利用料金の制度の導入は考え
ておりませんが、施設の利用関係
についていろんな事業をするとすれ
ば、市の方とも協議しながらその中
でどういうふうなものについて妥当
かという判断をいたします。そうい
う意味では今のところどういうもの
をやるということは決めておりませ
ん。

[檜柑議員「了解」と呼ぶ]

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたしま
す。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議
案第67号については、会議規則第3
7条第3項の規定により委員会の付託
を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第67号は委員会の付
託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の
通告がありませんので、これにて討
論を終結いたします。

これより議案第67号、阿久根市火
葬場の指定管理者の指定についてを
採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異
議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決
されました。

議案第68号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第14、議案第68号を議題とい
たします。

これより質疑に入ります。

よろしいですか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第68号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号、阿久根市立図書館及び阿久根市立郷土資料館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第69号上程（原案可決）
議長（京田道弘議員）

日程第15、議案第69号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第69号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号、市道路線の変更についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号上程（原案可決）
議長（京田道弘議員）

日程第16、議案第70号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

竹原信一議員

議案第70号の提案の背景を御説明

ください。お願いします。

斉藤市長

2番竹原議員にお答えさせていただきたいと思います。

阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいたわけですが、この背景というのはですね、最近いろいろ社会問題になっております職員の長期休暇の問題、その取り扱いについてですね、きちっとした制度に仕上げないといけないということがございまして、そういう意味でですね、今回条例を整備しようということで提案をさせていただいたわけございまして、その辺はひとつよろしくお願いをしたいと思いますが、提案理由の中に心身の故障により休職者が復職後6カ月以内にさらに同一の故障により休職となると、復職前の休職の期間を通算するため条例の一部を改正しようとするのでございます。1年以内でですね、同じ病気で何回も休職に入るといった場合があります。そういうのをですね、もっと条例的に整理をして、きちっとこう何と申しますか、療養を徹底していただく、そういうふうでですね、きちっと休めるように整備しようということでございまして、その辺はひとつよろしくお願いをしたいと思いますが、詳

しくは総務課長の方から答えさせます。よろしくお願いをいたします。

濱崎総務課長

竹原議員に補足してお答えをさせていただきます。今市長が申し上げたとおりでございますけれども、最近社会問題として特に奈良市等におきまして休職、あるいは休暇等をですね、悪用した問題等がございまして、一つはその背景であります。もう一つは職員についてはやはりこの病気が完全に治るまで、やはり治療に専念していただいて、そしてからやっぱり職務に復帰していただきたいというですね、そういうことをこの条例によって明確にしていこうという考え方から、今回一部条例改正ということになったところでございます。以上であります。

竹原信一議員

これはちょっと奈良の方で問題があったことなどを踏まえてということでしたが、問題があるかもしれないという例、あるいは休養がよくできないまま出てこなければいけなかった事例というのがあったのでしょうか。

濱崎総務課長

現在のところそういう事例はないところでありますけれども、今後の問題としてしっかり条例整備を行いたいということでございます。以上

でございます。

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

檜柑幸雄議員

議案第70号についてお尋ねをいたします。

地公法第28条の2項の分限で、条文で分限、必要でということになっておりますが、まずですね、休職を命ぜられた職員が復職後6カ月以内にさらに同一の故障の場合は全期間を通算すると、こういう規定なんですありますが、復職する場合にはすべて医者診断に基づいてですね、復職するというふうに思っていますが、ところで十分労使間の協議がなされたのかということをお尋ねをいたします。

それと第2点はですね、隣の出水市は通算することができる、こういうふうに規定をしているんですよ。通算しない場合もある得ということになっています。それから隣の薩摩川内市、通算規定はないです。仮にですね、非常に今問題になっていますのはボランティアですね、いわゆる学校の行事でボランティアで出てけがをした。現にそういう職員が今いますが、そういったボランティア事業に参加する、学校の行事のみならず、地域における道路清掃作業とかですね、それから消防団、団員

として市の職員が入っている分がございしますが、そういったその公的な部分に参加した人も場合によっては長期にならざるを得ないというのが出てくると思いますが、そういった人たちについても同じこのこれ、適用されるというふうに理解をしいんですかね。それは別途一定の対応を考えるべきではないか。そういった意味では私は出水市の条例案というのは非常に当を得ているんじゃないかなと、こういうふうに思うんですが、その点についてお伺いいたします。

濱崎総務課長

檜柑議員に補足してお答えをさせていただきます。

特にボランティアの方とか、あるいは非常勤職員、消防団員の方等についてのお尋ねでございますけれども、一番この条例で問題になるのが外傷的なものでなくして、精神疾患等の方がですね、大体これに該当するのではないかなということが実は考えているところであります。ただ地公法上におきまして、その意に反して休職できるというふうに規定をしてありまして、そういうことも踏まえまして、そういう例えば消防団員、職員が消防団員として兼ねている人も多いわけですが、そのような場合の具体的な対応につき

ましては、本市の賞罰審査委員会等においてですね、審査を行いながら対応してまいりたいというふうを考えているところでございます。

濱崎総務課長

漏れて申しわけございません。

労使間の協議につきましては、組合の方にも説明をしております。

檜柑幸雄議員

今そういった、その公的な部分での故障については、これは具体的に配慮するとこういうことなんですかね。それと精神的な疾患といえどもですね、これは業務の延長で、業務によってそういう場合もあり得ると私は思うんですけどもね。もちろんそれは公務災害かどうかと争わんないかんでしょうけども。そういった部分を考えると、一概にきちっと規定をするのは、私は問題があるんじゃないかなと。私はやっぱり通算するというじゃなくて、通算することができるというふうに修正をされるのが一番望ましいんじゃないかなとこう思うんですけど、そういう考え方はないですかね。

濱崎総務課長

先ほど申し上げましたとおり、いろいろ事例によってはですね、特に部内の委員会等で慎重に審議をしまして適用させていただくということになるかと思えます。一番の背景と

言いますのは、先ほど申し上げましたとおり、やっぱり悪用することのないようなですね、そういうことでの条例整備ということで考えているところでございます。以上でございます。

檜柑幸雄議員

常に医師の診断書が添付されるわけですから、悪用はないというふうに私は思ってますけれども、やっぱり良心的な目で職員を管理をしていただきたいと、このように思ってますね。それとあわせて県内です、この条例を制定をしているところが市の段階で何カ所になっているのかですね、隣の薩摩川内市は実施していませんのでね。あえてその事例がないのにせないかんかというのも含めて御答弁をいただきたいと思います。

濱崎総務課長

檜柑議員にお答えさせていただきます。この休職の通算につきましては現在4市ほど条例を制定しております。それ以外につきましても、例えば規則の方で制定しているとか、あるいは病気休暇の規定を準用しているとか、そういうところがございます。それを含めると、7市が大体こういうことを整備している状況でございます。それから事例がないのにという話でございますけれども、

事例がない今だからですね、こういうやっぱり整備をしとった方がいいのではないかなということも考えているところでございます。以上であります。

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第70号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号、阿久根市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第17、議案第71号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

名前を告げてから発言をお願いいたします。

竹原信一議員

議案第71号、提案理由の説明といたしまして、20年4月1日から1年間職員の給与を減額するため、条例の一部を改正しようとするものであるという部分だけの説明を受けておりますけれども、どうもこの提案の時期もちょっとおかしいし、中身を見ると何か上がっているような数字のふうにも見えます。詳しく説明してください。市民にわかる言葉でわかりやすく内容を説明してもらえますか。お願いします。

濱崎総務課長

それではこの条例について、竹原議員にお答えをさせていただきます。

今回の条例改正は、第6条の方でいわゆる扶養手当の額を1人について6,000円であるのを6,500円に引き上げるというものでございます。この改正によりまして、扶養親族でない配偶者がある場合の扶養手当の額も同様となるため条文を整備したと

いうことでもあります。それから条例の第7条関係は、扶養手当の額の改正による条文整備ということですが、条例の第11条関係が勤勉手当の改正でございます。給料の月額合計額に加算をいたしません額の限度額であります。いわゆる勤勉手当の支給限度額につきまして、100分の72.5月から100分の77.5月ということで、100分の5月分増額しようとするものでございます。ただ本市におきましては人事評価の査定を行っている関係で、0.05月につきましては実質的には0.035月増額ということになってまいります。それから別表の給料表の改正でございます。これにつきましては給料表の一部が引き上げになるところでありますけれども、これにつきまして、いわゆる初任給を中心に若年層に限定した給料の月額を引き上げを行おうとするものでございます。この給料引き上げによりまして、全職員のうち17.6%に当たります46名が給料の引き上げの対象になるということでございます。1人平均としまして月額1,663円というふうにしております。それからこの扶養手当及び給料表の改正でございますけれども、これにつきましては19年4月1日から引き上げようとするものでございます。また勤勉手当の改正につきましては、1

9年の12月支給分に適用しようとするものでございます。

また第2条の改正でございますけれども、この第2条の改正については20年の4月1日から適用する職員の給与改正についてを規定してあるところでございます。

条例の第11条関係におきして、先に期末勤勉手当を100分の5引き上げたところでありまして、これにつきまして20年度からについては、この100分の5を100分の2.5ずつ6月と12月の支給分にそれぞれ振り分けようとするものでございます。

それから附則第6項の方で平成20年4月1日から21年3月31日までの職員の給料月額を、いわゆる給料表の区分に応じて減額しようとするところでございます。一般行政職給料の1級及び2級の職員は1%、3級の職員は2%、4級以上の職員は3%をそれぞれ減額しようとするものでございます。全体の削減率としましては2.75%というふうに計算をしているところでもあります。今回のこの条例改正はそういう内容でございます。よろしくひとつお願いいたします。

竹原信一議員

今の説明でもまだよくわからなかったりもするんですよ。自分なりに解釈させて、聞いたりもして、結果としてですね、19年の12月にだけ適用

する期末手当、しかしまた来年度になつたらそれを戻す数字にすると。結局のところ、しかも19年度6月分は内金とするという表現なつてましたね。つまり結局のところ、6月にさかのぼって期末勤勉手当を上げるという内容だと私は理解しております。違つたらまた言つてください。そして今年の6月から上げて、そして後ずっと上がったままと。下げる分については20年の4月からというふうに見えます。そもそもこの上げるやつと、この削減、3%以下の削減を4月から行われるという表現になつてますけども、これと一緒にする、一緒にして提出する理由は何なんでしょうか。通常だつたら20年の4月以降の分については3月議会でやればいいはずなのに、セットにするということによって実はこの提案理由にもありますけれども、下げると言いながら、この上げる部分を印象を緩和するという姿勢に見えてしょうがないんですよ。どうして今ここで下げなきゃいけない、下げるといふ表現をされるのを一緒にして、セットにして出すのか、その理由、説明を願ひします。

濱崎総務課長

勤勉手当の関係でございますけれども、この条例の方に19年12月分だけについて100分の5ということで、

6月にさかのぼるといふことではございませぬ。ただこの100分の5につきましては来年の6月分と12月分それぞれ100分の2.5ずつ振り分けるということでございます。そういうことでは来年の6月については100分の2.5、それから12月については100分の5だったのを100分の2.5にするということでございます。

それからこの給与減額の問題であります、給与減額につきましてはいわゆる不利益になることはさかのぼれないということがございますので、そういう意味ではですね、20年4月からということでの提案でございます。さらには今提案をしておきますと、平成20年度の新しい予算の中にも減額について反映させられるという面も兼ね備えているところでございます。そういうことで職員にはやはり引き上げの分と引き下げの分ということ、一緒に、職員じゃなくて議会の方にはそういうことで提案をさせていただきますけれども、これも職員団体のやっぱり理解ももらえないと、この引き下げといふのはなかなか実現しないところでございますので、その辺は御理解をお願いしたいと思います。

竹原信一議員

20年の分を今のうちにしとけば提案書の中に盛り込めると、しとけば

盛り込めるという話でございましたけども、でも今回のやつ的一般会計補正予算の中には既に盛り込んだ形で書いてありますよね。いつもやっているじゃないですか、それはそのたんびに。提案するとき同時に予算書も書いてますよ。非常にやっぱり、できるものをあらゆる手段を使って報酬を上げておきたい。県の方は6%、県の管理職は9%減額です、減額でやってます。また県の職員は年間月給にして約16カ月分です。阿久根市は16.9カ月分、0.9カ月分ぐらい多いんですね、もう。もちろん市民の給与レベルからしても非常に多い。阿久根市民で期末手当、ボーナスなんかもらえないところが非常に多いです。この状況で阿久根市の職員だけボーナスが上がる。若い職員といえども給料も上がる。これについてはさかのぼって上がる。市長、住民がこの間の一般質問のときに、市長は市民感情もそれぞれだというお話をされました。この件についてこの年末手当を上げる、給料も上げる。この件について、市民にどのような形で説明をすることができますか。本当に私は残念だと思っています。このようなのが出てくること自体が、阿久根市役所は市民の方を向いていない。痛みのわからんところだと。とんでもないと思うと思うん

ですよ。この件について私は副市長あるいは総務課長にも話をしましたけれども、ほかのよその市町村と合わせればこうなるんだというような説明も聞きました。市役所は市民のための市役所じゃなかったんでしょうか。市民の痛みを感じて、市民のニーズを得て、それにこたえるように日ごろ努めると、ところだと言っておられるじゃないですか。恐らく、先ほどちょっと調べたら600万ほど増えると、去年よりも今年のボーナスは600万ぐらい総額で増える形で支給されると。600万あればいろんなことができます。手数料の値上げは500万以下でしたね。手数料を上げて潤った分を職員のボーナスにあげます。これにもっと足りないのもう少し足します。これは本当に悲しいですね、これ。市長、市民に向かって納得できるような表現で話をしてみてください。ひとつお願いします。

斉藤市長

2番竹原議員にお答えをさせていただきます。

我々は長期財政運営の中です、やりくりをやってきております。ですから上ったりおたり、上ったりおたりしながらですね、今後30年先の阿久根を見据えながらですね、きちっとした財政運営ができる阿久

根市にしていかなきゃいけないということで、今努力をさせていただいているわけございまして、今県と阿久根市との比較を竹原議員はおっしゃいましたけど、我々はですね、10年前からきちっと整理整頓をしてきております。そういう意味ではですね、私が市長に就任してすぐ給料の12月延伸をやりました。そういう協力もですね、組合との間にきちっと話し合いをして決定をですね、それはまだいまだに復活しておりません。ですからそのままずっと12月延伸は続いてきているわけございまして、そういう努力をしています。いろんな手当のですね、見直しも全部やってまいりました。そういうですね、世の中の仕組み、行政の仕組み、それをですね、手直してきるところはずっと手直しをしながらやってきてですね、今の体制ができてきております。我々としてはそういう長期的な展望の中ですね、阿久根市をどう運営していくかということもきちっとやってきております。職員の給与が高いとか、いろんな批判を受けていることは私も十分に承知をしております。そういう中で職員の皆さん方にも辛抱できるところはちゃんと辛抱してやってきていただいております。阿久根市の職員幹部の皆さん方もですね、本来は

幹部の手当というのは8%からですね、12%ぐらいつくんです。しかし阿久根市はここ10数年ずっと5%で抑え込んできております。そういうですね、目に見えない積み重ねをずっとやってきてですね、今日やっと阿久根市の財政状況がきちりなっていくなという感じでございます。今回も人事院勧告で0.05のですね、期末勤勉手当の上乗せがですね、決定をされました。それをどう扱うかということですね、我々も随分苦慮いたしました。そこで組合とも十分に話し合いをしながらですね、そんなら平成20年度4月から1年間給与3%カットをのんでいただいて、組合にのんでいただいて、そして0.05を認める形をですね、話し合いをして決定をさせていただいたところでございます。そのような努力をしております。ですからやっぱり十分に阿久根市の職員がですね、能力を發揮して市民のために汗水流してですね、努力ができる環境をですね、我々も整えていかなきゃいけない。そのことも市長としての責任だと。そのことが阿久根市民の皆さん方を守ることにもなるというですね、そういう気持ちでやってきております。今長期財政計画をですね、議員の皆さん方にもお示しをしようとしているところでございますが、阿久根市

は確実にですね、数値を落としながら、きちっとしたですね、財政運営ができる方向がですね、やっと数字として見えるようになってきたという感じでございまして、今後ともですね、そういう努力は続けさせていただきたいというぐあいに思っております。よろしく願いを申し上げます。

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

山田 勝議員

市長が、竹原議員も市長も大変真剣な議論をして、大変結構なことだと実は思っております。ここは議論の府でございますので、精一杯議論をして、そして阿久根市のためになることを実は期待しながら私も質問をさせていただきます。

実は議案第71号につきましてはですね、非常に私は不勉強で、そしてまたぼやひかわけですけども、提案理由説明の中ですね、の中で、国家公務員等の給与改定に伴いというところがですね、それなりにこうさっと気もつかないで、しかしながら平成20年4月1日から1年間職員の給与を減額するための条例の一部改正だということで、ああそうかということでですね、そんなに実は気にしないで、当初は思っておりました。しかしよく見てみますと、先ほど総

務課長が言ったようにですね、扶養手当を上げること、そして今回のボーナスをですね、5%ですか、上げること。それから非常に難しいのがですね、この条例なんですよね。ですから総務課長の説明でよく、なるほどねという気持ちもしました。しかし先ほど市長が長期財政計画の話をされましたけれども、こうして長期財政計画を見させていただいてですね、私は先ほどの決算認定についても反対をさせていただきましたけれども、実は10月25日実質単年度収支について新聞に載りましたけれども、経常経費比率はですね、ワースト5、鹿児島県の離島も含む自治体で最後からね、3番目だというこの記録は、私びっくりした。私だけじゃないです。市民の方が阿久根は大丈夫じゃとか、大丈夫じゃとかという方が何人もおられました。そういう中で実はその経常経費比率をですね、見てみますと平成19年度は103.1%というふうになっております。そういう中で、非常に財政が厳しいというのはわかっております。そしてまた市長が就任以来住民の、市民にもですね、金がないから辛抱しろ辛抱しろと言ってですね、いろんな形で削減をされてきております。しかしながら職員の給与についてはですね、これは阿久根市だけじゃなくてどこ

もやっていることですし、私は今回ですね、鹿児島県の知事がですよ、これは確か11月30日の新聞に載っておりましたけれども、人勧完全実施を見送ると、こういうことで新聞に載っておりました。財政が非常に厳しいから、ほかのことは人勧どおりするけれども、ボーナス分についてはやらないと、今回は実施しないと。これは組合との合意に至らなかったけれども知事の決断によってそういうことをすると、こういう新聞には載っていたわけですよ。ですから私はそういう中で、こういう提案をされてですよ、しかも提案理由の中に職員の給料を減額するという言葉が非常に印象強く載っているわけですよ。よく見てみると勉強をしなかった私も悪いんですが、ほかの人はもう勉強をされていらっしゃるからわかるとは思いますけれども、ボーナスを上げる、扶養手当を上げる、しかも総務課長の話では今回5%上げるね、失礼しました、今回5%なんですよ、100分の7.5ですから5%ですよ。5%上げることについてはですね、総務課長、今回だけですよ。来年からは6月に2.5%、12月に2.5%やる。そういうことになればですね、結局今回は1年分、来年の1年分一緒にやりますよと。ただしこれは今回だけ。来年からは2回に分けて

やりますよと、こういうことになるのではないですか。だから私はね、一番いやなのは、提案理由の中に何で減額する、しかも減額は1年間でですよ。鹿児島県は6%の減額を提案してるんですよ。それはまだ労使間のね、交渉がついていない。行政改革、財政改革に対するですね、基本的な考え方が私は違うと思うんですよ。ですからまず市長にお尋ねをいたしますが、10月25日のですね、新聞、南日本新聞に載っておりました経常経費比率ワースト5が発表されて、それに対する市長の見解、それから今回鹿児島県知事がですね、人事院勧告の一部実施見送り、見送りに対する知事の対応に対する見解を市長にお尋ねをいたしたいと思いません。

それともう1点、私は先ほど具体的にね、今回のね、勤勉手当のことについて10月に今回は5%だけど、その5%はいつでも1回はくれる、1回にくれる。それからこれはもう廃止して、来年からは6月と12月に2.5%ずつ5%を分けてくれるという、こういうルールを、こういうことだと総務課長は言われましたが、そういうことで認識していいんですか。

斉藤市長

13番山田議員にお答えをさせていただきますが、今我々が取り組んで

いる長期財政計画というものの中ではですね、今回経常収支比率が100を超す形になりました。しかしこれはですね、下げていく努力をしていく、その一過程です、そういう形で数字が上がってくる部分がございます。これらをですね、今後は下がっていく状況がありますが、どうしてもですね、団塊世代の方たちが卒業が終わるまで、なかなかですね、数字を下げるのは非常に難しい状況がございます。しかしそういう状況がですね、だんだんだんだん縮んでいくことによって数字はとんとんと、こう下がっていく形になっていきます。その辺のですね、長期的な展望を我々はきちっとですね、見きわめながらやっていくということが大事だというぐあいには思っております。そして今回鹿児島県が6%カットとかですね、今回の人事院勧告を見送るとかというようなことで、非常に厳しい態度できておいでになる。私としてはですね、やっと鹿児島県もそういう取り組みを始めたかというぐあいには思っております。我々はですね、これを10年前からやってきております、その違い。しかしですね、これまでも職員の皆様方に対して我々は3%カットをやってきました。そして昨年それを復活した。今回また20年度3%カットをお願いします。

こういう形です、やっぱりやるべきときにきっちりやっていくということが大事であってですね、そのことによって正常な財政運営ができるようになっていくわけでございます、我々はそういう努力をですね、今日まで重ねてきているということでございます。今2番竹原議員が私の答弁に対して笑われましたが、竹原議員は我々がやってきたことがわかってないわけですね。それで笑ってらっしゃるわけです。そういうですね、やっぱり厳しさの中で我々はやりくりをしながらですね、そしてきちっと職員の皆さん方にも支払うべきものは支払い、そして辛抱してもらおうときには辛抱してもらおうというですね、そういう話し合いをしながら今日まで進んできているということでございます。そのことは御理解いただきたいと思っております。後のことにつきましては総務課長並びに副市長から答えさせます。よろしく願いいたします。

[発言する者あり]

川畑副市長

支給の内容でありますけど、平成19年度は確かに0.05月、4月にさかのぼってこれはやるわけありますので、これは12月にそれを0.05を上げるということになります、期末勤勉手当についてはですね。そして来

年度になりますと6月に0.025上げます。しかし12月には0.025下げるといのが、この第2条で出てきている提案の内容であります。したがいまして来年度は今0.05を改正するとそのままそれが来年度の、1年間としては同じ率というふうになるわけです。以上であります。

濱崎総務課長

先ほどの御質問の中で、私どもとしましては100分の5月とかですね、あるいは100分の2.5月というお話をしてきたところでありますが、5%、あるいは2.5%とは若干違ってまいりますので。と申しますのは、今回のこの12月の支給につきましては、先ほど申し上げましたとおり予算上は0.05月分でございますけれども、実際は0.035月分支給をするということにしてあります。これは予算の関係とですね、本市につきましては人事考果を入れている関係で、標準者については0.035月ということで、金額にしまして1万6,285円というふうにしてあります。この5%となりますと、例えば100万の場合は5万円ということになってまいりますので、その辺はやっぱり100分の5月ということでひとつ御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

山田 勝議員

非常に項目が多かったので、一遍にはなかなか覚えにくい部分もあります。しかしながら市長がですね、市長、私どもは、私はですよ、今までこの議会に人事院勧告に基づく職員給与の条例の一部改正という提案をされてきましたよね。少なくともそれに一遍も反対したこともないし、それが通らなかったことは実はないわけです。ですから大変失礼ですけども、人事院勧告に基づいてですね、給料の、給料の改定ちゅうのが行われていたじゃないですか。それは当たり前のことだと思っています。ですから鹿児島県がやっと目が覚めたちゅうなんて言うのは大変知事に対して失礼な話だなと思っていますよ。しかし実質単年度収支についてですね、第3次阿久根市長期財政計画の中で市長、こうして上げていらっしゃいますけども、それでももちろん努力、それぞれですね、市長も努力されていらっしゃることも認めますよ。しかし努力されてるから、うんどがしとったでもう黙っとれよということでは、私はよくないと思います。数字に基づいて出てきた物について、議会で議論をする。当然のことだと思います。努力されていらっしゃることは私認めますよ。しかしながら努力されてるから、それが必ずしもですね、そんなら議員

全員が納得するか、あるいは住民が納得するかというものでは、実は私はないと思います。そういうことです、先ほどいただきました長期財政計画の中では平成19年度の経常経費比率はですね、103.1%ということで、さらに18年度よりも厳しい状況を予想されていらっしゃるわけですね、でしょう。だからそういう中で私は今回鹿児島県はそういう態度でやっているのに、知事はそういう態度でやっているのに、鹿児島県は労使間の合意はないんですよ。合意はないけれども知事の考え方を見送るという結論を出してられる。そういう中で今回上げられることについていかなものか、どういうことかという話をしているわけで、私はバックする、バックするようなこととかですね、市長の足を引っ張るとか、そんな気持ちで議論をしているのではありません。そういうことでいつもですね、私どうしても納得いかないのがあります。総務課長お尋ねします。よく減給をする、何をすると言われますね。具体的に現在支給されている給与が、給料がですね、職員は減るんですか。具体的に減ってきているんですか。減っている、いや去年幾ら減ると。私も県の職員の方とちょっとこう知り合いがあってですね、いや私たちは月5,0

00円ずつ減りました、6,000円ずつ減りました、県は今厳しいですよという職員の方、何人と会って聞いています。いやあなた方は現給保証じゃないんですかというふうに言うけど、いや違います、減っているんです。だから阿久根市の職員は今までは現給保証だから減らないと、それまで減給をしたとしてもですね、その条例で上がってくるのを待ってるんだというふうな話を聞いておりましたけれども、現実に減るんですか、減らないんですか、これが1点。

それから私先ほどですね、人事考果制度がありますよという話ですが、年齢には関係なく、その人の働きぐあい、実績の出し方によって期末勤勉手当は違ってるんですか。その人が、あっ、この人は、この職員はものすごくよく働いた、この職員はものすごく働かなかった。働いた、一生懸命働いた、行政効果があった、投資効果があったという人の給料は、ボーナスは上がります。そばのほかの人は、そうでなかった人は下がりますという実態ですか。2点ですね。

それからこの中にもですね、給与の見直しということで、こう書いてある中ですね、もちろん地方自治、地方公務員法の給与の決定の中で、国及び地方及び民間の給料を参考にしなさいということで、これにも載っ

ております。しかしながら、さて果たして阿久根市の市長及び総務課あるいは税務課もあります。民間の所得のですね、私は民間の所得のデータは全部税務課が持っているんですね。民間の給与及び市民所得の状況をどのように把握して、それをどのように職員給与に反映されていらっしゃるのかお尋ねいたします。

斉藤市長

13番山田議員にお答えをさせていただきます。これはお互いに努力をしあってですね、改善できるものは改善をしていかなきゃいけないというのは共通の認識だと思っております。ですから我々もそのような形ですね、今後とも努力はさせていただきますし、努力をしてるつもりでございます。

それから地域の給料とですね、自分たちのこの阿久根市の職員の給料とどのように受けとめてるかという御質問でございますが、これはですね、鹿児島県の評価をですね、ちゃんと得て、我々もその水準に合わせながらやっていくということですね、心がけているところでございます。阿久根市にしましても農業生産、あるいは水産業生産、こういうものが非常に今苦しい立場に追い込まれております。そういう中でもですね、頑張ってる農家とそうでない農家、

利益が非常に上がらない農家と上がる農家とですね、こういうやっぱり格差が出てきているという状況がございますし、そしてまた阿久根の企業にしてもですね、外資を稼ぐ企業とですね、阿久根だけをエリアとしている企業とですね、またそこに所得の格差が出てきているというようなこともございます。そういう意味で、非常にこの数値をとるということは非常に難しい面がございます。我々としてはですね、そういう意味で鹿児島県全体ですね、中で評価をしていくということが一番妥当であろうということでございます。その辺についてはですね、詳しくは総務課長の方から答えさせたいと思います。よろしく願いいたします。

川畑副市長

人事評価の部分についての質問がありましたけど、人事評価については6月と12月のボーナス時期に実際行うわけでありまして、今年からそれを導入しました。しかし人事評価で評価点80以上、あるいは39点以下、そういうのについて該当していくわけでありまして、6月の分と12月の段階ではその人事評価の対象者はいなかったということがありまして、反映はされないことになっておりますけど、ただし0.015月分、6月分の勤勉手当の0.015月分、そして12月

の0.015月分について、その評価以上、点数以上になった場合には反映するわけですが、それは0.015はこのまま残ると、年間として0.03残るということに実際はなります。さらに現給保証を今実際やっておりますので、減額はあったのかなかったのかというところからいきますと、それは現にありません。ただ20年4月からは3%、2.75%でありますから、そういう意味では年間1人当たり13万9,908円という算出が出てまいりますけど、それだけ減額になると、年間に通してそれだけ減額になると、今試算はしております。以上であります。

濱崎総務課長

現給保証に関連しましてお答えをさせていただきたいと思います。この現給保証期間中でありましてけれども、例えば今回の人事院勧告でもございますとおり、若年層につきましては現給保証の額を、平成18年の現給保証の額をですね、実際今昇給をしております。ただこれについては1級から3級の職員だということでは理解しておりますが、4級以上の職員については現給保証ということでは現給が保証されているということではございます。給料につきましては現給保証ということからしますと、県の職員も一緒だというふうに私は理解

をしているところでございます。以上でございます。

山田 勝議員

今回の給与改定についてはですね、十分内容はよくわかりました。しかしながら、阿久根市の財政状況及び阿久根市のただいま置かれましたですね、農家とかあるいは水産の方とか、商業の方とかというのは本当に厳しい中で、聞けばびっくりするぐらいの所得なんですよ。だから私がいつもいつも言う、阿久根市の市民の平均所得は幾らぐらいですかということをお尋ねしますが、なかなか出てこない。脇本の市長と語る会的时候ですね、市長に質問をされた方が、市長は答弁されなかったですけど、その方が県の平均の話がされました。私は阿久根市のね、職員が給料を上げて一生懸命頑張っているんだったら、そんなら何で農家の所得が上がらないのか。そしてまたサラリーマン、その他の民間の所得が上がらないのか。どれぐらい上げたらいいと思っているのかということのをいつもいつも思っているんですよ。ですから阿久根市の給与所得が幾らととらえていますかということ市長にも聞き、税務課長にも説明を受けるけど出てこない。これは仕事が怠慢なのか、出たくないのかと思うんですね。せっかく税務課長もいらっ

しゃるので、阿久根市のね、税務課長、市民所得の平均って幾らぐらいですか、企画課長でもいいです。そうしないと目標も何もない。そういう中で、そういう中でですね、扶養手当を上げる、そしてまた期末勤勉手当を上げる。こういうことではなかなか住民は不満だらけしか出てこないという気がするわけです。ですから先ほど副市長もですね、説明をいろいろされましたけど、はっきり言えることは、仮に0.5カ月でいいですよ、0.5カ月分を今年は一括して12月にもらいますよ。来年からはそれを二つに分けますと、こういうことなんでしょ。それを実際は議員が質問しなかったから、だれも聞かなかったから、あるいは補足説明をせいと議運で言わなかったから説明をしなかった。議会が悪いかもしれませんね。しかしながら、私はそういうことではよくないという気がしているわけでありまして。それと現給保証についてはですね、今まで職員の給料を下げます下げます下げます、どこで下がったんですか、現給保証なんですか。こんないいことはないですよ。民間ではですね、下げると言ったら完全に下がるんだから、下がるんですよ、もらっている給料がびっくりするぐらい下がって来るんですよ。だから来年の、副市長が

言われるとおり、来年は下がるということであれば、それは1年間の話であってですね、そして期末勤勉手当の100分の75についてはずっと次に次にこう変えるまで続いていくという状況なんですか。ですからもうこの件についてどんな議論をしてもこれ以上の議論はできません。しかしながら私はいつも思っているのは、民間の給与はどれぐらいなのか。阿久根の民間はどれぐらいの推移にあるのか、それを少なくともどれぐらいまで引き上げないといい生活はできないよねというんですね、そういうやはり目標を持って、数値は押さえておかないかという気がしておりますが。もしわかっとったら教えてください。

斉藤市長

13番山田議員にお答えさせていただきませんが、確かにですね、阿久根市の住民の皆さん方の所得がですね、平均すると低くなってきている状況があると思います。これは片一方で高齢化率が上がって行ってですね、超高齢者の方々が非常に多くなってきたということがございます。そういう意味で、年金暮らしをやられる超高齢化の方たちにとってはですね、非常に厳しい社会状況になってきた。それに対してどうですか、サービスをきっちり滞りなく提供していける

かという努力を、我々もしていかなきゃいけないというぐあいに思っております。これから先そういう状況がですね、ますますこう進んでいく。ということは超高齢化の人口がですね、厚くなっていくと、実際に収入を得るためのですね、活動をしている年齢層の幅が縮まってくるということがありますから、そうするとですね、やっぱり阿久根市の収入としては非常に苦しい状況が出てくるのかなという感じがいたします。そういう中で我々としてはですね、きちっとした体制を整えながら、農業の振興、漁業の振興も図っていかなきゃいけないというぐあいに思っております。そういう意味で今後努力をさせていただきたい。そしてですね、こういう職員の給料について、このような議論をする必要のないですね、そういうみんなが充足感を感じるようなですね、そういう日暮らしができる状況をつくりだしていく努力をすることが大事だというぐあいに思っております。よろしく願いをしたいと思っております。あとは総務課長の方から答えさせます。よろしく願いいたします。

[山田議員「税務課長、企画課長、わかっとならもうわかってません、知りませんて言うてよかど」と呼ぶ]

上野企画調整課長

市民所得についてのお尋ねでございますけれども、平成17年4月に公表をいたしております市町村民所得推計報告書でお答えをさせていただきますけれども、阿久根市の市民所得一人当たり180万7,000円という形で報告をいたしているところでございます。以上でございます。

議長（京田道弘議員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第71号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおりに決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」、「異議あり」、「反対」と呼ぶ者あり]

御異議がありますので起立による採決といたします。

本案は原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

午前中の審議を中止し休憩いたします。

午後はおおむね1時20分を予定をいたします。

休憩 午後 0時16分

再開 午後 1時18分

議長（京田道弘議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続いたします。

議案第72号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第18、議案第72号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

木下孝行議員

軽自動車の納期変更、入湯税の税率を引き上げるため条例の一部を改正しようとするものという提案理由でございますが、反対するわけではございませんけど、50円という金額

の、上げる金額ですね、大した金額じゃないというような認識ではおりますけど、事業者等への十分な協議があって、条例改定を行うとしたものなのかを、そこらを含めていきさつというか背景を御説明願いたいなと思います。

斉藤市長

1番木下議員にお答えをさせていただきますが、今回の条例改正はですね、軽自動車税の納期を変更したいということと、それから入湯税の税率を引き上げるための条例の一部を改正する案でございます、これはですね、軽自動車税の納期の場合には業者の方たちからですね、いろいろ要望がございまして、これはどうということかと申しますと、4月に今までは納期がなっていたわけですが、非常に期間が短いということもありますし、それから4月から5月の当初にかけては、連休が続くというようなことがありましてですね、納入をされた方に対する証明書がですね、すぐもらえないとかいうようなことがあったりして、手続上非常に期間が遅れたりするというようなことがあったものですから、これを5月の1日から31日までの納期にするとですね、その連休期間中を避けて納税が行われる。そして納税が行われるときちっと納税証明書が

発行できるというようなことがある
もんですから、これを5月に統一し
ていきたいということが一つあるわ
けでございます。それからもう一つ
の入湯税の方はですね、今宿泊客の
方からは100円の税をいただいでい
るわけですが、標準税率というのが
150円でございます、これは昭和
52年から150円に決まってるわけ
ですが、阿久根市はですね、今日まで
100円でやってきたわけですが、今
回これを改正させていただいてきち
と標準税率150円をいただくとい
うことにしないとイケないというこ
とで、今回150円をお願いをしてい
るところでございます、この辺はで
すね、全国的に課税団体の9割を超
えるところがですね、きちっと150
円をとってるわけでございます、
我々としましてこの税収をですね、
きちりやっぱり確保するという努
力をしてる、そういうですね、姿勢
を示していく上にも今回宿泊客から
150円をいただく税率に改正をし
たいということでございまして、ど
うかこの辺はよろしくお願ひしたい
と思ひますが、この100円を150円に入
湯税を上げることに對しましては業
者の方々とはですね、十分に税務課
の方で幾度となく話し合ひを重ねな
がらですね、了解をとって今回条例
提案をさせていただいたということ

でございます、ひとつよろしくお
願ひを申し上げたいと思ひます。よ
ろしくお願ひいたします。

[「了解」と呼ぶ者あり]

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

竹原信一議員

入湯税50円アップすることで、税
収はどれほど上がるんでしょうか。

川原税務課長

去年の18年度入湯者数に2万3,00
0人当たりにしまして、115万程度が
増収になる見込みであります。

竹原信一議員

これは例えばですね、阿久根市の
市営住宅にはもともと風呂をつけて
なかったりするわけですよ。そう
いう方が使われている部分というか、
日ごろ、こう宿泊客だけでしょうか。
そういうことなんですね。そうす
か、わかりました。じゃいいです。

議長（京田道弘議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたしま
す。

お諮りいたします。

ただいま議題となつております議
案第72号については、会議規則第3
7条第3項の規定により委員会の付託
を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第72号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号、阿久根市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号上程（原案可決）

議長（京田道弘議員）

日程第19、議案第73号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第73号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、議案第73号は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入りますが討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号、阿久根市交通災害共済条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第74号上程（各常任委員会付託）

議長（京田道弘議員）

日程第20、議案第74号を議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号は、お手元に配付してあります付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

議案第75号、76号、77号、78号

上程（産業厚生委員会付託）
議長（京田道弘議員）

この際、日程第21、議案第75号から日程第24、議案第78号までの4件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号から議案第78号までの4件は、会議規則の規定により所管の産業厚生委員会に付託いたします。

陳情第10号、11号上程（総務文教委員会付託）

議長（京田道弘議員）

日程第25、陳情第10号、阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書が阿久根市鶴川内10143、鶴川内中学校存続推進協議会会長、富吉昭一君ほか1,290名から、日程第26、陳情第11号、阿久根市中学校統廃合に反対する陳情書が阿久根市大川2031、大川中学校存続推進協議会代表者、大田昭浩君ほか2,936名から、それぞれ議長あて提出されました。

この際、本2件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第10号及び陳情第11号の2件は、

会議規則第138条の規定により所管の総務文教委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 1時28分